

【短 報】

## 平成 28 年 9 月 7 日 スポーツ振興センター法施行令改正

### — 高校生の自殺にかかる災害給付金支給基準の変更と注意点 —

南部さおり<sup>1)</sup>, 富田 幸博<sup>2)</sup>

<sup>1)</sup> スポーツ危機管理学研究室

<sup>2)</sup> スポーツ経営管理学研究室

## Partial revision of the law enforcement ordinance of Independent administrative agency Japan Sport Council on 7 Sept, 2016; The points of revision and notice about the Consolation Payment Criteria for the suicide of high school student

Saori NAMBU and Yukihiro TOMITA

**Abstract:** The Japan Sport Council notified the revision of the law enforcement ordinance of Independent administrative agency Japan Sport Council on 7 Sept. 2016. Thanks to this revision, Independent administrative agency Japan Sport Council can provide the Injury and Accident Mutual Aid Benefit to the cases of the suicide of high school students when the causes are not attributable to them in question such as hazing and corporal punishment. Those are the cases which have not been covered by the benefit so far.

(Received: October 31, 2016 Accepted: November 15, 2016)

**Key words:** physical punishment, inappropriate mentorship, suicide, Japan Sport Council, benefit system for disorder

キーワード：体罰，不適切な指導，自殺，日本スポーツ振興会，災害共済給付

### 1. 緒 言

厚生労働省によれば<sup>1)</sup>，平成 27 年度のわが国の自殺者総数は 23,806 人であり，自殺者が 3 万人以上に急増した 1998 年の前年 97 年 (24,391 人) の水準まで下がったとされている。原因・動機特定者の原因・動機としては、「不明」(6,044 人) と「その他」(1,342 人) を除き，上位から，健康問題 (12,145 人)，経済・生活問題 (4,082 人)，家庭問題 (3,641 人)，勤務問題 (2,159 人)，男女問題 (801 人)，そして学校問題 (384 人) と続いている。一方，内閣府<sup>2)</sup> によれば平成 27 年度の自殺者は 24,554 人で，うち「学生・生徒等」は 429 人，このうち「学校問題」によるものは 359 人とされている。この「学校問題」の中には様々なものが含まれると思われるが，とりわけ「いじめ」や体罰関連，いわゆる「指導死」<sup>3)</sup> など，学校安全のあり方に深くかかわる深

刻な問題の存在が示唆される<sup>4)</sup>。

独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「センター」）では，義務教育諸学校をはじめ，高等学校や高等専門学校，各種保育事業などの管理下で児童／生徒が受けた災害に対し，災害共済給付（医療費，障害見舞金又は死亡見舞金）を行っており，運動などの行為が起因あるいは誘因となって発生した突然死の場合などには 2,800 万円（通学中の場合 1,400 万円），運動などの行為と関連なしに突然死が発生した場合は 1,400 万円の死亡見舞金の支払いがなされることとされている。しかしこれまで，学校内で起きた「いじめ」や「体罰」，「指導」などに起因した児童生徒の「自殺」に対し，「死亡見舞金」支給を求める遺族側と支給を拒むセンター側とで，しばしば法的な争いが生じてきていた。

こうした状況下においてセンターは，平成 28 年 9 月

7日付で、これらの自殺事案の取扱いに対する重要な変更を行ったとの通知を出した。同変更は、これまで災害給付の対象外とされていた高校生等の自殺事案につき、いじめや体罰などの本人の責に帰することができない事由を背景とする場合については、災害共済給付を行うことができるものとしたものであり、教員による暴言等不適切な指導又はハラスメント行為など、教育上必要な配慮を欠いた行為が存在した場合も含まれるとされるに至った。

こうしたセンターの方針変更とその背景事情については、子どものスポーツ指導のみならず、教育現場に関わる者が知っておくべき事項であると思料されたため、「速報」として報じたい。

## II. センター法施行令改正までの動き

センターによる高校生の自殺事案に関して、センター法施行令改正前の取扱い方法とその問題点については、前稿で詳述したところである<sup>5)</sup>。

従来のセンターの姿勢としては、当該高校生等が精神疾患を有していたなど当該死亡等に係る「故意」が否定できる場合を除いては、高校生の自殺の場合については災害共済給付の対象外としていた。こうしたセンターの対応については、共済制度の趣旨からして、学校管理下の事象に起因する自殺についても広く救済されるべきであるとの強い批判が遺族や弁護士らからなされてきていた。実際、「精神疾患を有していた」ことの立証は困難なことが少なくなく、旧施行令下での運用としては、精神科への通院歴がある場合に限って死亡見舞金を給付するなど、そのハードルは極めて高いものとなっていた。

全国の弁護士らで構成される学校事故・事件被害者弁護団は、2016年4月22日、文部科学大臣に対し、「高校生の自殺にかかる災害給付金に関する意見書」を提出した。これに先立っては、2015年9月2日の第189回国会の文部科学委員会で、初鹿昭博衆議院議員が「個人の自由で、個人で自分で勝手に自殺したんだからこの共済給付はしませんよという今お答えですけども、自分の意思でするのではなくて、追い込まれて、追い込まれた末に自殺しか選択するものがない、そういうせば詰まって自殺するのが自殺だと、この自殺総合対策大綱でも書いてあるんですよ。これは政府の方針でしょう。これと真っ向から反対をするような基準をつくっているということは、私はいかなものかなと思います。」と発言し、これに対して下村大臣(当時)が「この政令についても柔軟な見直しということについて検討して参りたいと思います」と答弁していた<sup>6)</sup>。

こうした運用上の問題点が指摘されていた中で、前

稿で詳細に解説した愛知県刈谷工業高校野球部体罰自死事件と、同じく背景に体罰があったとされた福岡県の私立高校3年の男子生徒の自殺事例につき、センターは災害共済給付制度に基づく死亡見舞金支払いを行うことを決定した<sup>7)</sup>。両事件では、自殺した生徒に精神科の通院歴がなかったこともあり、「異例の対応」とみられていたが、今回のセンター法施行令改正へのはずみとなったことは疑いがない。

## III. 改正センター法施行令の内容

平成28年9月7日付で、文部科学省初等中等教育局長 藤原誠名で、各都道府県知事、教育委員会教育長、各学校長に向けた「独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令の改正について(通知)」<sup>8)</sup>が発された。そこには、「2 改正の内容」として、「高校生等が、いじめ、体罰、その他の当該高校生等の責めに帰することができない事由により生じた強い心理的な負担による故意の死亡等を、災害共済給付の支給対象とすること。」(括弧内の法令等省略)と明記された。そして、「その他の生徒又は学生の責めに帰することができない事由」としては、「学校の管理下において生じた法令等により禁じられているいじめや体罰の他、教員による暴言等不適切な指導又はハラスメント行為等教育上必要な配慮を欠いた行為を含むものとする。」との「留意事項」が付された。

いじめについては、「いじめ防止対策推進法」(平成25年法律第71号)第2条第1項の規定する「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われる者を含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」との規定によるものとする。この「心身の苦痛を感じているもの」という規定は、被害者目線の観点を重視し、「救うべき者を必ず救う」という観点に立つものである。これは、高度に主観的な判断になるものと観念されがちであるが、その運用上の考え方としては、社会通念上「心身の苦痛を感じている」はずと認められる場合には、当該行為がいじめとして認定されるとされるべきものである<sup>9)</sup>。

そして、体罰については「学校教育法」(昭和22年法第26条)第11項の懲戒規定のただし書に規定する「体罰を加えることはできない。」の文言がベースとなっている。これまで、この「体罰」規定の想定する行為の曖昧さにより、学校での調査等で混乱が生じており、文科省は、大阪市立桜宮高校体罰自殺事件の発生とそれに伴って緊急に行われる調査のために、平成25年3月13日の「体罰の禁止及び児童生徒理解に基

づく指導の徹底について(通知)<sup>10)</sup>を發した。同通知では、「(1) 教員等が児童生徒に対して行った懲戒行為が体罰に当たるかどうかは、当該児童生徒の年齢、健康、心身の発達状況、当該行為が行われた場所的及び時間的環境、懲戒の態様等の諸条件を総合的に考え、個々の事案ごとに判断する必要がある。この際、単に、懲戒行為をした教員等や、懲戒行為を受けた児童生徒・保護者の主観のみにより判断するのではなく、諸条件を客観的に考慮して判断すべきである。(2) (1) により、その懲戒の内容が身体的性質のもの、すなわち、身体に対する侵害を内容とするもの(殴る、蹴る等)、児童生徒に肉体的苦痛を与えるようなもの(正座・直立等特定の姿勢を長時間にわたって保持させる等)に当たると判断された場合は、体罰に該当する。」と解説し、さらには「学校教育法第11条に規定する児童生徒の懲戒・体罰等に関する参考事例<sup>11)</sup>として、様々な具体的状況と事例を例示しているところである。

#### IV. 考 察

災害共済給付制度は、国、学校等の設置者、保護者の三者の負担によって、学校管理下で起きた事故の被災者の損害を経済的に救済するためのものであるが、被災者が重大な後遺障害を負ったり死亡するなどした場合、とりわけ自殺の場合については、被災者家族・遺族は、スポーツ振興センターの共済給付に対し金銭的補償以上の意義を見出していることが少なくない。

自殺事案においては、「予見可能性」や「相当因果関係」などの極めて高いハードルがあるため「裁判に訴えてもまず勝てない」と考える被害者遺族が多く、自殺事案については実質的な法的救済がなされないことが非常に多かったものである。しかし、遺族感情としては、学校事故による死亡の場合と、もともとは健康で生きる力に溢れていたわが子がいじめや体罰、ハラスメントなどによって生きる力を暴力的に奪われた場合とで、保障される権利の内容が制限されることには到底納得できるものではないだろう。そのため、共済金給付を「わが子の生命に固有の権利」と受け止め、消耗戦を強いられる訴訟に踏み切る遺族も少なくなかった。これらのことから、今回の法改正は非常に意義の大きいものである。

また、児童・生徒の自殺がいじめや体罰、不適切な指導、ハラスメントを背景要因としている場合には、「当該生徒の責に帰することができない事由により生じた強い心理的な負担による自殺」と規定されたことは、実質的には、教師によるいじめの見立ての甘さや怠慢による放置状態や、生徒に対する「指導」と信じて疑わずに行った身体的・言語的指導方法であっても、「当該生徒の責に帰することができない事

由」と見なされ、結果「強い心理的な負担」をかけた」と認定される可能性がきわめて高くなったということの意味している。また、これまで、いじめや体罰については法律によって明確に禁止されていたが、今回のセンター法施行令の改正によれば、「教師による暴言等不適切な指導又はハラスメント行為等教育上必要な配慮を欠いた行為」についても、それらと並んで、明らかに違法性のある行為であると見なされ得ることを示唆している。暴言やハラスメントの内容については、他の法規によっても明確にされていないものの、いじめ防止法の法意や災害給付金制度の趣旨からして、当該児童・生徒がいかに苦痛を感じていたかが基準とされるべきであり、少なくとも学校教育法の「体罰」に関する文科省の見解である「諸条件を客観的に考慮して判断すべき」であろう。しかしながら、そもそも自殺という究極の選択をせざるを得ない状態に追い込まれたという状況から考えると、この苦痛の基準をとくに凌駕しているものとも考えることも可能である。

いずれにしても、学校管理下にあった生徒が、生徒からのいじめや教師からの不適切な指導によって心理的に強い負担を感じ、自殺したと見なされるような事案については、災害給付金の給付対象とするというセンター、ひいては文科省の見解は、教師による体罰・ハラスメントが自殺の要因となり得るものであり、きわめて危険な指導に該当するということを認めたということの意味する。これは、自殺遺族の負担の軽減はもとより、学校管理下にある生徒たちに対するますますの人権尊重の姿勢が問われてくるということの意味しているものと考えられる。

とりわけ、部活動や授業における体育・スポーツ指導にあっては、厳しさや規律を重視する指導者も少なからず見出されるが、今後はさらに、児童・生徒との良好なコミュニケーションを軸にして、常に児童・生徒の立場に立ち返り、自らの態度や言動、課題設定の適切さを確認し、少しでも不安がある場合には、適切なフォローアップを試みるきめ細やかさが要求されてくるであろう。

#### V. 結 語

今回のスポーツ振興センターの方針転換は、児童・生徒、そしてこれまでは十分な判断能力があると見なされてきていた高校生にあっては、その指導方法の不適切さによっては、強い心理的負担となり、自殺へと至るという可能性を教育現場に周知させる役割をも有するものである。スポーツ指導者は、学校現場におけるスポーツという機会を通じて生徒を逃げ場のない状況に追い込んでいないかを、常に意識する必要があることが改めて確認されたものといえる。そのためには、

体罰やハラスメントがどのようなものであるか、相手にどのような影響を与えるのかについて、常に意識しておく必要がある。子どもたちを取り巻く環境は日々刻々と変化しており、それとともに、体罰やハラスメントの範囲も広がりを見せてきている。こうした状況に対応するには、同問題についての積極的な情報収集や意見交換などによる学習や日々の指導の「ふり返り」を常日頃から行っていくことが必要とされる。

## VI. 参考文献

- 1) 厚生労働省『自殺対策白書』<http://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/jisatsu/16/index.html> [accessed 2016-10-31]
- 2) 内閣府・警察庁「平成 27 年中における自殺の状況」<http://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/jisatsu/16/dl/1-06.pdf> [accessed 2016-10-31]
- 3) 大貫隆志編著『指導死：追いつめられ、死を選んだ 7 人の子どもたち』（高文研，2013）
- 4) 小中高校生の自殺のうちいじめや体罰、指導による自殺については、学校側が因果関係を否定することが多く、公式統計には正確な数字が示されていない。
- 5) 南部さおり・富田幸博，愛知県刈谷工業高校野球部体罰自死事件の死亡見舞金支給に関する日本スポーツ振興センターの決定，日体大紀要 46（1），59-65，2016.
- 6) 第 189 回国会・文部科学委員会，2015 年 9 月 2 日。[http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb\\_kaigiroku](http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_kaigiroku).

[nsf/html/kaigiroku/009618920150902018.htm](http://nsf/html/kaigiroku/009618920150902018.htm) [accessed 2016-10-31]

- 7) 「信州・取材前線：学校災害共済の見舞金 高校生自殺にも支給 不服審査請求で決定覆す」，2016.05.08，毎日新聞 長野地方版，22 頁。
- 8) 文部科学省初等中等学校教育局長「独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令の改正について（通知）」[http://www.pref.osaka.lg.jp/attach/4475/00019460/01\\_mext\\_28monnkasyo804\\_spottssekourei\\_.pdf](http://www.pref.osaka.lg.jp/attach/4475/00019460/01_mext_28monnkasyo804_spottssekourei_.pdf) [accessed 2016-10-31]
- 9) 小西洋之『いじめ防止対策推進法の解説と具体策：法律で何が変わり，教育現場は何をしなければならないのか』（WAVE 出版，2014）
- 10) 文部科学省初等中等教育局長・スポーツ・青少年局長「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について（通知）」[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/seitoshidou/1331907.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1331907.htm) [accessed 2016-10-31]
- 11) 「学校教育法第 11 条に規定する児童生徒の懲戒・体罰等に関する参考事例」[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/seitoshidou/1331908.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1331908.htm) [accessed 2016-10-31]

---

### 〈連絡先〉

著者名：南部さおり

住 所：神奈川県横浜市青葉区鴨志田町 1221-1

所 属：スポーツ危機管理学研究室

E-mail アドレス：nambu3@nittai.ac.jp